

九重町子育てガイド

健康で幸せな人生のスタートのために



このガイドブックには、妊娠中から受けられる子育てに関連するサービスが掲載されています
いろいろなサービスを利用して、快適な妊娠・出産・育児
ライフを過ごしてください

九 重 町

更新年月日 令和 8 年 7 月 31 日

目次

1. 妊娠を望んでいる方へ……………1

- 妊活応援検診費助成制度……………1
- 不妊治療費助成制度……………1
- おおいた不妊・不育相談センター“hopeful”……………1
- 成人用風疹ワクチン予防接種費用助成……………2

2. 妊娠したら……………3

- 母子健康手帳交付について……………3
- 妊婦健康診査……………3
- RS ウイルス感染症の予防接種(母子免疫ワクチン)について……………4
- 妊婦歯科健康診査受診票交付……………5
- 産婦健康診査……………6
- 新生児聴覚スクリーニング検査受診票(1回分)……………6
- 乳児健康診査受診票(3回分)……………6
- 妊婦のための支援給付……………6
- 大分あったか・はーと駐車場利用証制度……………7
- プレ★パパママ教室……………7
- 出張妊婦赤ちゃんサロン……………7

3. 赤ちゃんが生まれたら……………8

- 出生届……………8
- 出産祝金……………8
- 子ども医療費助成事業……………9
- 児童手当……………10
- 未熟児養育医療制度……………11
- 産後ケア事業……………12
- 予防接種 ◆定期予防接種……………13
- 予防接種 ◆任意予防接種……………13
- こんにちは赤ちゃん事業(赤ちゃんとおかあさんの訪問)……………14
- 乳幼児健診・相談……………14

4. 子育てのために……………15

- ここのえ子育て交流センター……………15
- チャムチャムクラブ(母親クラブ)……………15
- 九重町図書館……………16

育児助成金事業	16
特別児童扶養手当	17
子育て関連用品購入助成金事業	17・18
子育て世帯リフォーム支援事業	18・19
九重町多世帯同居リフォーム支援事業	19
5. 子育てに関する相談	20
こども家庭センター	20
子育て・しつけの相談	21
民生児童委員・主任児童委員への相談	21
6. 少しの間子どもを預かって欲しい時	21
一時預かり事業	21
ここのえファミリーサポートセンター	21
7. ひとり親家庭のために	22
ひとり親家庭等の医療費助成事業	22
児童扶養手当	22・23
大分県母子・父子福祉センター事業	23
母子・父子・寡婦福祉資金、貸付制度	23
8. 就学前準備	24
認定こども園	24
9. 就学したら	25
放課後児童クラブ	25
就学支援(要申請・審査あり)	25
九重町入学・新生活応援支援金	25
10. こどもの急病や判断に迷った時は	26
11. 玖珠郡・日田市の産科・小児科医療機関	27
12. 子育て情報インターネットで調べてみよう	28

1. 妊娠を望んでいる方へ

妊活応援検診費助成制度

大分県では、将来赤ちゃんを授かることを望むご夫婦や、不妊の悩みを持つご夫婦の妊活を支援するため、不妊に関する検査に要した費用の一部を助成します。

問い合わせ先	大分県福祉保健部政策局こども未来政策課	097-506-2672
--------	---------------------	--------------

不妊治療費助成制度

不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、お子さんを望む方の希望を実現できる環境づくりを推進するため、大分県と九重町で費用を分担し、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した費用の一部を助成します。申請はワンストップ（大分県西部保健所）で申請が可能です。

問い合わせ先	大分県西部保健所	0973-23-3133
--------	----------	--------------

おおいた不妊・不育相談センター“hopeful”

《対象》

妊娠を望む方

《内容》

不妊治療に関する相談は、
おおいた不妊・不育相談センター「hopeful」をご利用ください。

問い合わせ先

電話 080-1542-3268

（火～金曜 12:00-20:00／土曜 12:00-18:00）

住所 大分県由布市狭間町医大ヶ丘1丁目1番地
大分大学医学部附属病院内

リンク <https://hopeful.wp.med.oita-u.ac.jp/>

詳しくは大分県のホームページ（右記二次元コード）を
ご確認ください



子育てのタネ HP

成人用風疹ワクチン予防接種費用助成

《内容》

妊娠初期の女性が風しん感染すると、赤ちゃんに心臓疾患や難聴といった「先天性風しん症候群」が起こる可能性があります。妊娠を希望する女性や配偶者に対して成人用風しんワクチンの予防接種費用の一部を助成するものです。

《対象》

九重町に住民票のある①～③のいずれかの者

①妊娠を希望する又は予定している 19 歳以上の女性
(年度内に 19 歳になる者も含む)

②①の配偶者(事実婚を含む)

③低抗体価の妊婦の配偶者(事実婚を含む)

△※ 注意 ※△

・風しん抗体価が基準値:

(HI 法抗体価 16 倍又は EIA 法 7.9 IU/ml) 以下である証明が必要

・妊娠していると認められる方は対象外



《助成内容》

●助成金額: 上限 5,000 円(生活保護世帯は全額助成)

●助成回数: 助成は1人1回のみ。

※風しん抗体価検査費用は助成の対象外となります。

●対象ワクチン…風しんワクチン及び麻しん風しんワクチン(MR)

※予防接種料金は医療機関によって異なります。

料金については接種する医療機関にご確認ください。

《手続き》

①予防接種をされた方は、一旦全額医療機関に支払い、後日、助成金額分の償還給付の申請をしていただきます。

②申請期限は、当該年度の 3 月 31 日までです。

③提出書類または申請に必要なもの

・風しん抗体検査結果、・風しん予防接種費用助成申請兼請求書

・本人確認書類、接種済証、領収書、印鑑

・振込先の金融機関口座のわかるもの(通帳)

※妊婦の配偶者は妊婦の抗体検査結果、妊婦の氏名等が確認できるもの

(母子手帳等)が必要です。

※風しん抗体検査費用につきましては大分県の助成制度があり

無料で受けることができます。

【詳しくは、大分県健康政策・感染症対策課(TEL 097-506-2776)

または大分県ホームページをご覧ください】

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

2. 妊娠したら

母子健康手帳交付について

九重町では、住民票が九重町にあり、妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付しています。手帳の交付に合わせて、妊婦健診の受け方、妊娠中の気がかりや、出産後のことなどについてお話ししたり、健康相談も行っています。

医療機関で妊娠の確定診断を受けたら、できるだけ早く妊娠の届出を行いましょう。

●日時:月～金曜日 8 時 30 分～16 時 00 分

※完全予約制とさせていただきます。お電話でお申し込みください。

●場所:九重町役場 健康・子育て支援課

●持ってくるもの

- ・妊娠届出書
- ・妊婦の個人番号が確認できるもの
- ・マイナンバーカードなど

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

妊婦健康診査

妊娠中は、普段より一層健康に気をつけなければなりません。

少なくとも毎月1回(妊娠 24 週以降には毎月 2 回以上、36 週以降は毎週 1 回)医療機関などで健康診査を受けて、胎児の生育状況や妊娠の健康状態をみてもらいましょう。

●妊婦健診受診票(公費負担)の使い方

- ・妊婦健診の14回については公費負担で受けることができます。
- ・受診票に記載された項目についてのみの費用の助成です。
- ・自己負担の必要な検査や診察があります。

すべての費用が無料になるものではありません。

受診票の利用の時期については、主治医とよく相談してください。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------



RS ウイルス感染症の予防接種(母子免疫ワクチン)について

妊娠中にワクチンを接種することで、お母さんの体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた赤ちゃんが出生時から病原体に対する予防効果を得ることができます。

《目的》

新生児・乳児のRSウイルス感染症(重症化)の予防

《接種対象・時期》

接種日に九重町に住民票があり、妊娠 28 週 0 日～36 週 6 日までの妊婦の方

《回数》

妊娠ごとに1回

(筋肉内に注射:妊娠 28 週 0 日～36 週 6 日までの間に1回)

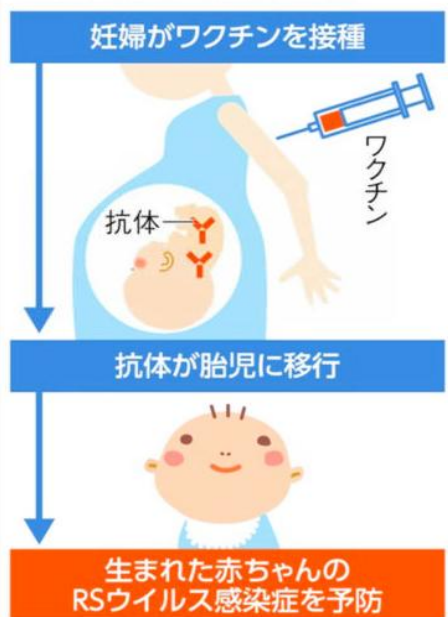
※接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確率していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している方は医師に相談してください

《費用》:無料



母子免疫ワクチンとは、妊婦が接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時からRSウイルスに対する予防効果を得ることができるワクチンです。この抗体は生後6か月まで赤ちゃんを守ります。

妊婦が接種する RSウイルスワクチンのイメージ



《効果(厚生労働省資料より)》

妊婦の方が妊娠中に接種することにより、出生後の乳幼児のRSウイルス感染による下気道感染症(肺炎・気管支炎等)に対する予防効果が認められています。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

妊婦歯科健康診査受診票交付

妊娠中は普段よりむし歯や歯ぐきの病気がすすみやすくなります。
つわりの時期が終わったら、歯科健康診査を受けて、赤ちゃんに丈夫な歯をプレゼントする準備をはじめましょう。

 **※歯科医師にかかる時は妊娠中であることを伝えてください。**

《内容》

妊婦届出のあった方に、妊娠中に1回、産後6か月以内に1回、
歯科医療機関で使える妊婦歯科健康診査受診票を交付します。

《対象》

妊産婦

《助成内容》

- 妊婦1回、産婦(産後6か月以内)1回
それぞれ3,300円(助成額を超える健診費用については自己負担)

《手続き》

【玖珠郡内の歯科医療機関で受診する場合】

- 直接歯科医療機関へ事前予約してください。
- 受診票を歯科医療機関へ提出し健診を受けてください。

【玖珠郡外の歯科医療機関で受診する場合】

- 直接歯科医療機関へ事前予約してください。
受診票を歯科医療機関へ提出し、記入してもらってください。
費用を一旦全額歯科医療機関に支払い、後日助成金額分の償還給付の申請をしていただきます。申請の際は事前にお問い合わせください。
- 受付期間:健診受診日から半年以内
- 提出書類または申請に必要なもの

- ・九重町妊婦歯科健康診査費用償還給付申請書
(窓口で記入していただきます)
 - ・妊婦歯科健診に係る費用の支払いを証する領収書
 - ・妊婦歯科健診受診票(妊婦歯科健診の内容がわかるもの)
 - ・印鑑・本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証等)
 - ・母子健康手帳・振込先口座通帳もしくはその写し
- ※町外へ転出された場合、受診票は使えなくなります。



問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

産婦健康診査

産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。

産後2週間前後および産後 1 か月前後の 2 回受診し、母体の回復状況や乳房の状態などの確認、こころの状態の確認をします。産後の体調管理のためにぜひ受診しましょう。

新生児聴覚スクリーニング検査受診票（1 回分）

乳児健康診査受診票（3回分）

県内の医療機関での健康診査費用を助成します。

・乳児期（生後 1 か月児、生後 3～6 か月児、9～11 か月児）

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

妊婦のための支援給付

《内容》

妊娠期から出産・子育てまでの相談支援を行いながら、妊娠の届出や出生の届出を行った方に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用等の負担軽減を図ることを目的に給付するものです。

《対象》 妊婦

《助成内容》

【1 回目】 5 万円

【2 回目】 5 万円×妊娠しているこどもの数

※1 回目、2 回目とも流産なども対象になります。

《手続き》

【1 回目】 妊娠届出時、母子健康手帳を交付する際に保健師が面談を行い、給付金の申請を受け付けます。

【2 回目】 出生届出時～生後 2 カ月頃の乳児訪問時等に、保健師が面談を行います。

●申請に必要なもの

・給付金申請書 ・印鑑 ・マイナンバーカード ・振込先口座通帳のコピー	{ すべて妊婦さん名義のものがが必要です }
---	--

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838 (面談訪問のこと)
	健康・子育て支援課 こども家庭センター	0973-76-3876 (給付のこと)

🐣🐣 大分あったか・はーと駐車場利用証制度

妊娠 7 ヶ月～産後 12 ヶ月の方を対象として、公共施設や店舗などの車いすマークの駐車場を適正に利用いただくため、県が共通の利用証を交付します。

※多胎児妊婦の場合は妊娠 6 ヶ月～産後 3 年までの者

問い合わせ先	大分県福祉保健部 福祉保健企画課	097-506-2591
--------	------------------	--------------

詳しくは大分県のホームページ(右記二次元コード)をご確認ください



↑電子申請も可能です

🐣 プレ★パパママ教室

妊娠中からの子育てを応援するために、これからお父さんお母さんになる方との交流会を楽しく、ためになる教室を開催しています。当日は、妊婦体験や子育て体験を行います。

夫婦どちらかの参加でも構いません。ぜひ、ご参加ください。

●内容

- ・体験学習「妊婦体験(夫)」、「沐浴体験」
- ・話し合い「先輩パパママの体験談」「育児アドバイス」など

●年2回開催しています。対象となる方に事前に通知します

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

🐣🐣 出張妊婦赤ちゃんサロン

妊婦さんやお母さん、お父さん、家族の方のこころとからだの相談、赤ちゃんの計測や育児相談を行っています。

出産・子育てをするみなさんとの交流のきっかけにきてみませんか？

●対象:妊婦さんご家族の方

赤ちゃん(1か月健診後～)と保護者の方、ご家族の方

●とき・ところ

ここのえ子育て交流センター (奇数月第2水曜日 10時30分～)	九重町大字引治 508-1 (みつばこども園のとなり)
飯田公民館(飯田ふれあい交流センター) (偶数月第3木曜日 10時30分～)	九重町大字田野 1624-123

●持ってくるもの: ・母子健康手帳 ・バスタオル

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

3. 赤ちゃんが生まれたら

出生届

赤ちゃんが生まれたときは、
役場へ14日以内に出生届を出して、
母子健康手帳に出生届出済みの証明を受けましょう。
出生届書(出生証明書)は、通常出産した医療機関産院にも
用意していますので、記入してもらいましょう。



問い合わせ先	住民環境課	0973-76-3802
--------	-------	--------------

出産祝金

《内容》

九重町に定住する意識をたかめるとともに、活力ある町づくりを推進し、九重町の発展と福祉の増進に寄与することを目的として出産された方に祝金を給付します。

《対象》

出生児の父又は母で、九重町に定住する方
町税等の納付義務者にあつては完納している方

《助成内容》

出生した子1人につき一律 30,000 円を給付します。

《手続き》

●受付期間:出生から60日以内

●提出書類

- ・出産祝金給付申請書
- ・町税等納付状況等調書
- ・振込を希望される申請者の通帳、誓約書、印鑑

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

ご出産おめでとうございます。
赤ちゃんの健やかなご成長と、
ご家族の幸せを願っております。
九重町は子育て世代の
皆様を応援しています。



子ども医療費助成事業

《内容》

こどもの医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促し、こどもの保健の向上を図るものです。

《対象》

九重町に住民票があって、健康保険に加入している 0 歳から高校生世代までの方

《手続き》

入院・通院にかかる保険診療の自己負担金額を助成します。

※ただし、入院時の食事療養標準負担額は対象となりません。

《助成内容》

【受給者証の交付申請】

県内の医療機関や一部の整骨院などで提示することで窓口負担が 0 円になります。ただし、県外の医療機関で受診した等の場合は一旦支払後に助成金申請することになります。

●申請期間:随時

●提出書類又は申請に必要なもの:健康保険証(マイナ保険証または資格確認書)が確認できるもの(お子さんのもの)

●注意点:出生届と同時の場合は、扶養者の健康保険がわかるものをご持参ください。

【医療費の助成金申請】

県外の医療機関で受診した等、医療費を支払った場合

●申請期間:受診した翌月から起算して 1 年以内

●提出書類又は申請に必要なもの

- ・医療費の領収書、通帳(保護者名義のもの)
- ・健康保険が確認できるもの(お子さんのもの)

●注意点:

一部の整骨院等では、一旦自己負担を支払い、後日明細の分かる領収書を添付のうえ申請してください。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

児童手当

《内容》

児童手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で応援する観点から、高校生年代までの児童を養育する方を対象に支給される手当です。

《対象》

高校生年代までの児童を養育している方

※公務員の方は職場から支給されています。

《助成内容》

手当支給額（1人あたりの月額）

- ・3歳未満…15,000 円
- ・3歳以上高校生年代まで…10,000 円
- ・第3子以降は一律 30,000 円

※第3子加算の算定対象の範囲が大学生年代までとなります。

詳しい内容はホームページをご確認ください。

《手続き》

●受付期間：

出産又は転入から 15 日以内

●提出書類または申請に必要なもの

- ・児童手当認定請求書
- ・保険証(マイナ保険証または資格確認書)ができるもの(父と母)
- ・マイナンバーを確認できるもの(父と母)
- ・振込を希望される申請者の通帳

※児童と別居の場合等はその他の書類が必要です。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

未熟児養育医療制度

《内容》

生まれてすぐに入院治療の必要がある未熟児（1歳未満）に対し、医療費の自己負担分を国・県・市で負担します。

世帯の所得に応じて、保護者の方にご負担いただく金額が定められています。

保護者が負担する費用については、子ども医療費助成の申請を行っている方は、委任状を提出することで子ども医療費から助成されます。

《対象》

指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めたもの。

生まれた時の体重 2,000g 以下等

《手続き》

●受付期間：生後 1 ヶ月以内

●提出書類または申請に必要なもの

- ・養育医療給付申請書
- ・世帯調査及び同意書
- ・養育医療意見書
- ・印鑑(スタンプ印不可)
- ・お子さんの健康保険証(マイナ保険証または資格確認書)または資格取得証明書
- ・生計を同一にする扶養義務者全員の市町村民税を証明する書類
(町県民税課税証明書)
- ・お子さんと扶養義務者のマイナンバーカード
(マイナンバーカードがない場合は、運転免許証等)

●注意点：

出生時の体重が 2,500g 未満の場合は健康・子育て支援課に届出をしてください。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

産後ケア事業

出産後、手伝ってくれる人がいなくて不安💧

授乳が上手くいかない💧

赤ちゃんのお世話の仕方がわからない💧

お産と育児の疲れから体調がよくないなど・・・

出産後、育児などの支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を行っています。

《利用できる方》

●九重町に住所のある方

●医療行為が必要のない方

《内容》

3つのサービスの種類があります。お母さんが困っていることをお伺いし、ご希望に添ったケアを助産師さんが行います。

母体のケア、乳児のケア、授乳や沐浴指導、育児相談など

《サービスの種類》

	利用時間	利用可能期間	自己負担額
宿泊型	午前 10 時～翌日 午前 10 時まで	産後 4 か月未満	5,000 円/回 ※5 回を上限に 2,500 円/回の減免あり
デイサービス型	午前 10 時～ 午後 4 時まで	産後 6 か月未満	1,000 円/回
訪問型	午前 10 時～午後 5 時 までの間の 2 時間 (多胎の場合は 3 時間)	産後 12 か月未満	500 円/回

※食事代は施設の定めた金額が自己負担額に追加されます。

○大分県内の産後ケア実施施設でのご利用が可能です

○1 種類のサービスのみのご利用でも 3 種類のサービスを組み合わせても大丈夫です。

ただし、7 回までを上限とします

【申請時に必要なもの】

・母子健康手帳

・本人確認書類(免許証・マイナンバーカードなど)

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

予防接種

赤ちゃんはお母さんから抵抗力をもらって生まれてきていますが、次第にその力は失われます。大切なお子さんをいろいろな感染症から守るためすすんで接種しましょう。予防接種の種類と受ける時期は母子健康手帳に記載されていますので、保健師やかかりつけ医に相談してください。

❖ 定期予防接種

〔ヒブ・小児用肺炎球菌・五種混合・四種混合・BCG・MR(麻しん風しん混合)・水痘
・日本脳炎・二種混合・ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん予防)・B型肝炎・ロタウイルス

○ 定期予防接種(乳幼児期・学童期)の償還払い制度

《内容》

大分県外で予防接種を受ける人に対し、予防接種費用の助成をおこなうものです。

《対象》

- ・低出生体重児及び慢性疾患等を有し、主治医のもとで接種が指示されている方
- ・大分県外の医療機関等に長期入院(所)している方
- ・里帰り分娩等で長期間県外に滞在している方

《助成内容》：助成額は、九重町が玖珠郡医師会と契約している額を限度とする。

《手続き》

- 県外での予防接種を希望する場合、事前に予防接種依頼書の交付申請が必要です。
- 受付期間：接種日から起算して1年以内に、助成金額の給付申請に窓口までお越しください。
- 提出書類または申請に必要なもの
 - ・定期予防接種助成金給付申請書、接種費用の領収書
 - ・予診票または予防接種済証、振込先の金融機関口座のわかるものと印鑑
- 注意点：医療機関で支払う予防接種料金については、予防接種を実施する医療機関が存在する市町村が定めた料金の金額になります。

❖ 任意予防接種

下記の予防接種費用の一部を助成します

予防接種名	対象年齢	助成回数	助成金額
インフルエンザ	生後6か月以上から 中学3年生終了前まで	・2回まで (13歳以上は1回まで)	1000円
おたふくかぜ	1歳以上3歳未満	・1回まで	5000円

< 玖珠郡内の医療機関で接種を希望する場合 >

医療機関にある予診票及び受領委任状に記入することにより助成を受けられます。

予防接種費用から町の助成金額を差し引いた金額を医療機関窓口にお支払いください。

< 玖珠郡外の医療機関で接種を希望する場合 >

全額医療機関に支払い、後日、助成金額を町へ請求してください。

なお 予防接種で対象となる年齢が異なりますのでご注意ください

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------

🐣 こんにちは赤ちゃん事業（赤ちゃんとお母さんの訪問）

出生届出を確認した方に、訪問させていただいています。

訪問内容は、赤ちゃんの体重測定や、産後のお母さんの体調確認、育児についての相談等に応じています。また絵本をプレゼントします。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------



🐣 乳幼児健診・相談

健診の受診日は月年齢で異なり、健診方法も個別健診と集団健診があります。詳しいことは下記までお問い合わせください。

乳幼児健診・健康相談

乳幼児健診・相談対象者には健診の前に個別に通知します

≪ 健診・健康相談種類 ≫

- ①4 か月児健診 ②7か月児健診 ③10～11 か月児歯科相談
④1 歳 6 か月児健診 ⑤2 歳児歯科検診 ⑥3 歳児健診
⑦4 歳児健康相談会

※①②は小児科医の診察があります。離乳食講座もあります

※④⑥は内科医、歯科医の診察があります

また、希望される方には無料でフッ素塗布を行っています

※⑤は歯科医の診察があります

また、希望される方には無料でフッ素塗布を行っています

※③・⑦は保健師、管理栄養士、看護師で対応しています

問い合わせ先	健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838
--------	--------------------	--------------



4. 子育てのために

ここのえ子育て交流センター

子育て支援センター・児童館・ファミリーサポートセンターとしての機能があります。
0歳から18歳未満までの児童や乳幼児親子のための福祉施設です。児童や乳幼児親子に遊びを提供します。それらを通して心身ともに健やかな成長や健全な育児をサポートします。誰しもみんなが気軽に集える場所です。

ここのえ子育て交流センター	0973-73-2666	九重町大字大字引治 508番地の1	開館日:火～土曜 開館時間:8:30～17:00 休館日:月曜・日曜・祝日
---------------	--------------	----------------------	---

子育て支援センターとしての活動(乳幼児対象)

わくわく広場	・季節にちなんだ行事や簡単工作 ・自然体験(水遊び、砂場)・リズム遊び等 ・簡単な手遊び、絵本	毎月第1・3・4・5水曜 10:30～(30分～1時間) ※対象:1歳半～ 対象年齢より低くてもご利用預けます
ベビー ニコニコ広場	・ベビーマッサージ 簡単な手遊び、絵本、マッサージ	毎月第2水曜 10:30～(30分～40分) ※対象:1ヶ月～1歳半
	・出張妊婦赤ちゃんサロン 保健師、栄養士による育児相談	奇数月、第2水曜 11:00～(30分～60分)
	・絵本の日 わらべ歌・大型絵本・紙芝居・手遊び	毎月最終火曜日 10:30～(15分～30分) 対象:3ヶ月～

児童館としての活動(小学生～対象)

児童館 特別活動	・季節の行事・自然体験・料理教室 ・積木活動など	不定期の土曜日 ※内容によって時間が異なります
-------------	---	----------------------------

チャムチャムクラブ(母親クラブ)

こどもたちの健全な育成を願い、児童館を拠点に地域社会に根ざしたボランティア活動を実施しています。

お互いの親ぶくを回りながら子育てや日常生活の問題などを気軽に話し合ったり、子どもたちのために集団遊び、季節の行事などみんなで協力して楽しく活動しています。

問い合わせ先	ここのえ子育て交流センター	0973-73-2666
--------	---------------	--------------

🐣🐣 九重町図書館

赤ちゃん絵本から児童書、一般書、雑誌などがあります。

館名	電話番号	住所	備考
九重町図書館	0973-76-3888	九重町大字後野上 17-4 九重文化センター内	開館日：火～金曜 10:00～6:00 土・日曜 9:00～17:00 月曜・祝日・年末年始休
よみきかせ会			毎月第2土曜 10:30～11:00



🐣 育児助成金事業

《内容》

次代の社会を担う子ども 1 人ひとりの育ちを社会全体で応援し、子育てにかかる経済的な負担の軽減や安心して子育てができる環境を整備することで出生数の増加を図るとともに、九重町への移住を促進することを目的として、農林業者や自営業者など育児休業給付金を受けとることのできない方に、出産から1年間助成金を給付します。

《対象》

出生した児童の父又は母で九重町に住所を有し、雇用保険法における育児休業給付金やその他育児休業に対する手当や給付を受けとることのできない方。町税等の納付義務者にあつては完納している方。

《助成内容》

給付対象者に、月額 10,000 円を出生日の属する月から 1 年間給付します。

《手続き》

●受付期間：出産又は転入から 60 日以内

●提出書類または申請に必要なもの

- ・育児助成金事業申請書
- ・町税等納付状況調書
- ・誓約書、印鑑
- ・振込を希望される申請者の通帳

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

特別児童扶養手当

《内容》

精神又は身体に障がいをもつ児童を養育している方に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

《対象》

20歳未満で、身体または精神に政令で定める程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母または父母にかわってその児童を養育している方
※児童が障がいを事由とする公的年金を受け取ることができる場合や児童福祉施設など(保育所、通園施設等を除く)に入所している場合は手当を受けとることができません。

《助成内容》

手当の月額（額は物価に応じて変動）1 級：58,450 円 2 級：38,930 円

《手続き》

- 事前問い合わせが必要です。
 - 受付期間：認定の場合請求書の属する月の翌月から手当が支給されるため、速やかな手続きが必要です。
 - 提出書類または申請に必要なもの
 - ・特別児童扶養手当認定請求書
 - ・振込を希望される請求者の通帳
 - ・請求者と児童の戸籍
 - ・診断書(特別児童扶養手当用)
 - ・マイナンバーを確認できるもの（請求者と配偶者と対象児と扶養義務者）
- ※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

子育て関連用品購入助成金事業

《内容》

次代の社会を担う子どもが1人ひとりの育ちを社会全体で応援し、子育てにかかる経済的な負担の軽減や安心して子育てができる環境を整備することで出産数の増加を図るとともに、九重町への移住を促進することを目的として、子育て関連用品の購入を助成します。

《対象》

九重町に住所を有し、2歳に達するまでの児童を養育する保護者。
町税等の納付義務者にあつては完納している方。

《助成内容》

【対象用品】

ベビーバット、ベビーカー、ベビーバス、チャイルドシート、ベビーチェア
ベビーサークル、ベビーモニター、抱っこ紐、鼻水吸引器

【対象経費】

対象用品購入代金

【助成額】

・対象用品購入代金の 1/2 (上限額:児童1人につき 50,000 円)

※申請は出産後児童 1 人につき 2 回までです。

・対象用品について児童 1 人につき各 1 台です。

《手続き》

●受付期間：用品購入後、半年以内

●提出書類または申請に必要なもの

- ・子育て関連用品購入助成金事業申請書
- ・町税等納付状況調査
- ・誓約書、印鑑
- ・振込を希望される申請者の通帳
- ・購入した用品の写真
- ・購入した用品の金額・用品名・購入日がわかる書類（領収書等）

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

子育て世帯リフォーム支援事業

《内容》

子育て世帯の住環境の向上を図ることを目的に、子育てのための改修工事を行った住宅の所有者に対し、補助金を交付します。

《対象》

世帯構成員に 18 歳未満のこどもがいる世帯

世帯全員の所得総額が 600 万円未満の世帯

《助成内容》

子育てのための改修工事経費の 2/10(上限 40 万円、(多子の場合は 50 万円))を補助します。

※ただし、10 万円以上の工事が対象です。

《手続き》

●事前問い合わせが必要です。

※着工後の申請は受付できませんのでご注意ください。

●提出書類または申請に必要なもの

- ・補助金交付申請書
- ・世帯全員の住民票
- ・世帯全員の所得証明書
- ・改修工事等の平面図
- ・改修工事等の見積書
- ・工事箇所の写真

※施工は県内に本店がある業者に限ります

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

九重町多世帯同居リフォーム支援事業

≪内容≫

子どもを安心して生み育てられ、高齢者が安心して暮らすことのできる住環境を創出するため、新たに多世帯で同居するために、必要となる改修工事について、補助金を交付するもの。

≪対象≫

新たに多世帯同居を開始する方で、補助金の交付を受けてから60日以内に同居を行う方。

≪助成内容≫

〔補助対象経費〕

- ・玄関の改修工事
- ・浴室及び脱衣所の改修工事
- ・便所の改修工事
- ・台所の改修工事や増改築などの同居のために行う工事

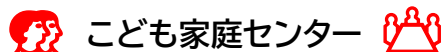
〔補助金の額〕 補助対象経費の 2 分の 1 以内 上限 100 万円

≪手続き≫

- 事前問合せが必要です。
- 受付期間:令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 26 日
※令和 9 年 3 月 31 日時点で工事が完了している必要があります。
- 提出書類または申請に必要なもの
 - ・補助金交付申請書
 - ・誓約書、町税等納付状況調書(町内在住者)
 - ・居住地における完納証明書(町外在住者)
 - ・世帯員全員の住民票(町外在住者)
 - ・工事にかかる図面の写し、工事にかかる見積書の写し
- 注意点
 - ・予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。
 - ・工事は町内業者で、事前着工は認められません。

問い合わせ先	観光・地域振興課 地域振興グループ	0973-76-3150
--------	-------------------	--------------

5. 子育てに関する相談



こども家庭センター



令和 6 年 4 月より九重町こども家庭センターを設置しました。
児童福祉部門と母子保健部門を一体化し、連携しながら、
妊娠・出産から子育て期間において切れ目のない支援をしていきます。
妊産婦さん、お子さん(0~18 歳)、そのご家族のみなさんからの多様な相談を
お受けする窓口です。何でも気軽にご相談ください。

ここのえ子育て交流センターでの相談会やこども園・小
中学校などで「出張こども家庭センター」として窓口を設
けています。

ほっと一息おはなしにきませんか？

下記の日以外のご相談も
随時受け付けております！

会 場	月 日	時 間
ここのえ子育て交流センター	第 2 火曜日	15:00~16:30

ひとりで悩まないで あなたを支えるつながりがあります

子どもの発達で気になったときの相談

お子さんの成長とともに、不安や心配も出てくるかもしれません。
そんな時には、一人で悩まずに気軽に九重町こども家庭センター、
または専門相談窓口へご相談ください。

例えば・・・

- ・なかなか歩かないんだけど・・・
- ・言葉が遅いのかな・・・
- ・すぐにかんしゃくを起こすんだけど・・・
- ・一つのことにとこだわりすぎる気がする・・・など



子育て・しつけの相談はこちら↓へご相談ください

相談先	電話番号	内容
健康・子育て支援課 保健衛生グループ	0973-76-3838	・子どもの健康相談、発育、発達 子育てに関する全般的な相談 ・お子さんの身体測定や離乳食相談等
大分県こども・女性 相談支援センター (中央児童相談所)	097-544-2016	・しつけ、不登校、非行や 児童虐待、ヤングケアラーなどあらゆる 児童の問題等
いつでも子育て ほっとライン	0120-462-110	24時間年中無休の相談電話です。ひとりで 悩まず、気軽に電話を

民生児童委員・主任児童委員へ相談

それぞれの地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、
民生児童委員・主任児童委員が、子どもたちを見守り、子育ての
不安や妊娠中の心配事などの相談、支援等を行っています。
※地域の民生児童委員、主任児童委員がわからない場合には、
下記までお問い合わせください。

問い合わせ先	地域共生支援課 福祉グループ	0973-76-3802
--------	----------------	--------------

6. 少しの間子どもを預かって欲しい時

一時預かり事業

- ・病気や介護、冠婚葬祭で緊急かつ一時的に家庭における保育ができない時
- ・育児に伴う心理的又は肉体的負担を解消したい時等に、一時的にお子さんをお預かりします。

《利用期間》 月7日まで

※但し、事前に申し込みが必要です。

問い合わせ先	認定こども園	みつば:73-2555 飯田 :73-3590
	健康・子育て支援課子育て支援グループ	0973-76-3838

ここのえファミリーサポートセンター事業

子育てを応援するために「お手伝いする人(まかせて会員)」と
「お手伝いを依頼する人(おねがい会員)」が会員となって助け合う
有償の会員組織です。

ここのえファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士で支え合います。

●利用料

平日 7 時～19 時 1 時間あたり 600 円

土日祝日及び平日の時間外 1 時間あたり 700 円

●問い合わせ・登録申込

ここのえ子育て交流センター

受付時間 平日 8:30～17:00(休館日を除く)

問い合わせ先	ここのえ子育て交流センター	0973-73-2666
--------	---------------	--------------

7. ひとり親家庭のために

ひとり親家庭等の医療費助成事業

《内容》

ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定に寄与し、ひとり親家庭等を経済的に支援するため、医療費を助成します。

《対象》

九重町に住所があつて、健康保険に加入している、次の方が対象となります。ただし、一定の所得制限を超えないことが条件です。

- ・ひとり親家庭等の父又は母
- ・ひとり親家庭等の父又は母及び養育者に扶養されている児童

《助成内容》

健康保険が適用になった児童及び親の医療費の自己負担分を助成します。

《手続き》

- 事前問い合わせが必要です。
 - 受付期間：原則、認定の場合、請求日の属する翌月から医療費助成の対象となるため、速やかな手続きが必要です。
 - 提出書類または申請に必要なもの
 - ・ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書
 - ・保険証または医療保険の資格確認ができるもの（請求者と児童）
 - ・マイナンバーカード（請求者と児童）
- ※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

児童扶養手当

《内容》

父母の離婚、父母いずれかの死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

《対象》

- ・支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいの有する場合は20歳未満の児童））を監護する母、または監護しかつこれと生計を同じくする父
- ・当該父母以外の者で児童を養育している養育者

《助成内容》

手当の月額（額は物価に応じて変動）

- ・子1人 48,050 円（全額支給）、48,040 円～11,340 円（一部支給）

※所得に応じて決定

・加算額 2 人目以降 11,350 円（全部支給の場合）

《手続き》

- 事前問い合わせが必要です。
- 受付期間:認定の場合、請求日の属する月の翌月から手当が支給されるため、速やかな手続きが必要です。
- 提出書類または申請に必要なもの
 - ・児童扶養手当認定請求書・
 - ・振込を希望される請求者の通帳
 - ・請求者と児童の戸籍、マイナンバー（請求者と子と扶養義務者）※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

 大分県母子・父子福祉センター事業

ひとり親家庭の父・母及び児童や寡婦の方が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図る為、ひとり親家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、就業及び生活の指導を行う等、ひとり親家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的としています。

【相談日】

平日 8:30～18:00 月曜・日曜日は 8:30～17:00 休館日 土曜・祝日

問い合わせ先	(一財)大分県母子寡婦福祉連合会 大分県母子・父子福祉センター	097-552-3313
--------	------------------------------------	--------------

 母子・父子・寡婦福祉資金、貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父、並びに寡婦の生活の支援につながる事、あわせてお子さんの福祉を推進するため、扶養することの修学のための資金、母及び父が資格を取得するための学校に通うための資金等、各種資金の貸付を行う制度です。

申請から貸付金交付までに通常で 1 ヶ月半～2 ヶ月程かかりますので、お早めにご相談ください。

問い合わせ先	大分県西部保健所地域福祉室	0973-72-9522
--------	---------------	--------------

8. 就学前準備

① 認定こども園

「幼稚園」と「保育所」の良いところを活かし、子どもたちの「教育」及び「保育」、保護者に対する「子育て支援」の総合的な提供を行う施設です。
このえみつばこども園、このえ飯田こども園は、幼保連携型認定こども園です

②

施設名	住所	電話番号	開所時間	
			保育標準時間	保育短時間
このえ みつばこども園	引治 508 番地の 1	0973-73-2555	7:30～18:30	8:00～16:00
このえ 飯田こども園	田野 1624 番地の 9	0973-73-3590	7:30～18:30	8:00～16:00

③ 入所申込みは、入所希望の前日の 1 日から 14 日まで

(14 日が休日の場合は翌開庁日)となります。

必要書類がすべて揃ってからの受付となるため、事前にご相談ください。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

9. 就学したら



放課後児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童などを対象に、放課後や夏季休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。

施設名	住所
東飯田地区放課後児童クラブ	九重町大字恵良 945 番地の 1(東飯田ふれあい交流センター内)
野上地区放課後児童クラブ	九重町大字野上 16 番地の 1(野上小学校内)
野矢坂上地区放課後児童クラブ	九重町大字野上 3465 番地の 1(坂上公民館内)
飯田地区放課後児童クラブ	九重町大字田野 1617 番地(飯田小学校内)
南山田地区放課後児童クラブ	九重町大字引治 1230 番地の 1(南山田ふれあい交流センター内)

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

就学支援(要申請・審査あり)

経済的な理由などにより就学に対する援助があります。

問い合わせ先	教育振興課 教育振興グループ	0973-76-3812
--------	----------------	--------------

九重町入学・新生活応援支援金～

《内容》

義務教育を終え、これからそれぞれの入学や新生活を迎える子どもたちを祝福するとともに、子育て家庭の負担軽減及び子どもの健やかな成長を支援するため、入学・新生活応援支援金を中学校卒業にあわせて、保護者へ給付するもの。

《対象》

中学校を卒業する生徒の父及び母又は当該生徒の生計を維持している方で、中学校卒業式日において九重町に住民票がある方。町税等の納付義務者にあつては完納している方。

《助成内容》：50,000 円

《手続き》

●受付期間：卒業の日から 30 日以内

●提出書類または申請に必要なもの

入学・新生活応援支援金支給申請書請求書、町税等納付状況調書、誓約書、振込を希望される申請者の通帳

※世帯の状況等により、その他の書類が必要な場合があります。

問い合わせ先	健康・子育て支援課 子育て支援グループ	0973-76-3828
--------	---------------------	--------------

10. こどもの急病や判断に迷ったときは・・・

●「大分県こども救急電話相談」(15 歳未満の小児)

病気・予防接種・健診など何でも相談できる小児科のかかりつけ医をもちましょう。しかし、診療時間外に、お子さんが急病になったりケガをしたりと心配なことも起きます。そのような場合や病院に行った方が良いかどうかの判断に困った時、小児科専門医療機関の看護師が相談に応じてくれる窓口があります。

《相談窓口》

大分県こども救急電話番号	時間帯
097-503-8822 または #8000(プッシュ回線、携帯電話対応)	平日: 19:00～翌朝 8:00 日・祝日: 8:00～翌朝 8:00

●「大分県救急安心センター」(15 歳以上)

15 歳以上のお子さんや保護者の急病や判断に迷った時に医師や看護師などに相談できる窓口があります。

《相談窓口》

大分県救急安心センター	時間帯
#7119 または 097-532-7119	平日・土曜日: 19:00～翌朝 8:00 日・祝日: 20:00～翌朝 8:00 (お盆・年末年始を含む)

11. 玖珠郡・日田市の産科・小児科医療機関

●産科医療機関一覧

宮原レディースクリニック	日田市玉川町 258-1	0973-24-3584
友成医院	玖珠町大字塚脇 128-2	0973-72-0330
石井産婦人科	日田市豆田町5-16	0973-23-4153
みよしクリニック	日田市三芳小淵町121	0973-24-1515

●小児科一覧(大分県小児科医会員医療機関)

麻生小児科	日田市淡窓町 2 丁目 2-25	0973-24-2323
こじかこどもクリニック	日田市渡里 1039-6	0973-28-8771
下飛田小児科	日田市中心 1 丁目 7-1	0973-24-1148
長内科小児科胃腸科医院	玖珠町帆足 232-8	0973-72-2143

12. 子育て情報をインターネットで調べてみよう

子育てお役立ち情報、パパの子育てを応援するページ、イベント情報などいろいろな情報があります。



九重町ホームページ	http://www.town.kokonoe.oita.jp/
大分県庁ホームページ	http://www.pref.oita.jp/
大分県子育て支援 ポータル「子育てのタネ」サイト	http://www.pref.oita.jp/site/kosodatenotane2/
東飯田小学校ホームページ	http://syou.oita-ed.jp/kokonoe/higasihanda/
野上小学校ホームページ	http://syou.oita-ed.jp/kokonoe/nogami/
野矢小学校ホームページ	http://syou.oita-ed.jp/kokonoe/noya/
飯田小学校ホームページ	http://syou.oita-ed.jp/kokonoe/handa/
南山田小学校ホームページ	http://syou.oita-ed.jp/kokonoe/minamiyamada/
淮園小学校ホームページ	http://syou.oita-ed.jp/kokonoe/waien/
ここのえ緑陽中学校ホームページ	http://tyu.oita-ed.jp/kokonoe/ryokuyou/
九重町の認定こども園	https://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2023091200010/
ここのえ子育て交流センター	https://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2020051500029

九重町子育てガイドブックを ご覧になる方へ

このガイドブックは、子育てに役立つ支援サービスや制度等をご紹介します。

内容は、令和8年7月現在のものとなっています。

今後内容等が変更される場合がありますので、ご了承ください。

詳しくは、九重町健康・子育て支援課にお問い合わせください

子育てガイドブックに関するお問い合わせ

九重町役場 健康・子育て支援課

〒870-8790

大分県玖珠郡九重町大字後野上 8-1

TEL 0973-76-3876

